

沖縄県地域医療介護総合確保基金事業(介護ロボット導入支援事業) 補助金実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、沖縄県地域医療介護総合確保基金事業（介護ロボット導入支援事業）補助金（以下「補助金」という。）の対象となる事業の実施に関する必要な事務手続き等について、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）及び沖縄県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱（介護分）（以下「補助金交付要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2条 介護サービス事業者が介護ロボットを導入する経費の一部を助成することにより、介護ロボットの使用による介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための環境整備を進め、介護従事者の確保及び介護サービスの質の向上を図る。

(事業概要)

第3条 沖縄県内の介護事業者が、介護ロボットを導入する際に係る経費（以下「介護ロボット導入」という。）及び見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境を整備するための経費（以下「見守り通信環境整備」という。）の一部を補助する。

1 補助対象者

別表1の介護保険法に基づく介護サービスを提供する沖縄県内の事業所等を対象とし、予算の範囲内において補助事業者を別に決定するものとする。

2 介護ロボット導入の補助対象機器

次の(1)から(4)全ての要件を満たすものであること。

(1) 目的要件

別表2のとおり、日常生活支援における、①移乗介護、②移動支援、③排泄支援、④見守り・コミュニケーション、⑤入浴支援、⑥介護支援業務のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果のある介護ロボットであること。

(2) 技術的要件

次のいずれかの要件を満たす介護ロボットであること。

ア ロボット技術(※)を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮するロボット

※①センサー等により外界や自己の状況を認識し、②これによって得られた情報を解析し、③その結果に応じた動作を行う介護ロボット

イ 経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・導入促進事業」（平成25年度～平成29年度）、「ロボット介護機器開発・標準化事業」（平成30年度～令和2年度）、「ロボット介護機器開発等推進事業（開発補助）」（令和3年度～）において採択された介護ロボット（「重点分野6分野13項目の対象機器・システムの開発」に限る。）

(3) 市場的要件

販売価格が公表されており、一般に購入、レンタル又はリースできる状態にあること。

(4) その他

介護ロボットの導入・活用により、業務の改善・効率化等が進められ、職員の業務負担軽減やサービスの質の向上など生産性向上が図られるとともに、収支の改善が図られた場合には、職員の賃金へも適切に還元することとし、その旨を職員等に周知すること（「第12条 導入効果の報告等」により確認する。）。

3 補助対象経費

補助金の対象経費は、次のとおりとする。

(1) 介護ロボット導入

介護ロボットの購入、レンタル又はリースにかかる経費

※ 機器の導入の方法がレンタル又はリースによる場合は、契約期間を原則3年以上とし、この場合において対象となる経費は、申請する年度分のレンタル又はリース料とする。

(2) 見守り通信環境整備（新たに見守り機器を導入する場合に限る。）

ア Wi-Fi 環境を整備するために必要な経費

（配線工事（Wi-Fi環境整備のために必要な有線LANの設備工事も含む。）、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築など）

イ 職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカムを導入するための必要な経費（デジタル簡易無線登録型等のWi-Fi非対応型のインカムを含む。）

ウ 介護ロボット機器を用いて得られる情報を介護記録にシステム連動させるために必要な経費

（介護ロボット機器を用いて得られる情報とシステム連動可能な介護記録ソフトウェア（既存の介護記録ソフトウェアの改修経費も含む。）、バイタル測定が可能なウェアラブル端末、介護ロボットを用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置等）

ただし、以下のものは補助対象経費から除くものとする。

ア 消費税及び地方消費税

イ 初期設定費

- ウ 運搬費
- エ 設置工事費（介護ロボット導入によるもの）
- オ 保険料
- カ 機器のメンテナンスに要する経費、インターネット回線使用料等の通信費等
- キ 交付決定前の購入、レンタルリース、整備の契約を締結したもの（交付決定前着手承認申請書を提出し、承認を受けた場合を除く。）
- ク 導入翌年度以降のレンタル又はリースに要する経費
- ケ その他本事業として適当と認められない経費

4 補助額等

(1) 介護ロボット導入

ア 1 機器につき、次の(ア)に該当する場合には補助対象経費に4分の3を乗じた額（千円未満切捨て）、(イ)に該当する場合には補助対象経費に2分の1を乗じた額（千円未満切捨て）とする。

(ア) 次の要件 a 及び b をともに満たす介護事業所

- a 少なくとも見守りセンサー、インカム・スマートフォン等のICT機器、介護記録ソフトの3点を活用し、従前の介護職員等の人員体制の効率化を行うことを予定していること。
- b 利用者のケアの質の維持・向上や職員の休憩時間の確保等の負担軽減に資する取組を行うことを予定していること。

(イ) (ア)以外の介護事業所

ただし、1 機器あたりの補助上限は、次のとおりとする。

区 分	基準額
移乗支援・入浴支援の介護ロボット	1 0 0 万円
上記以外	3 0 万円

イ 1 回あたりの限度台数は、利用定員数の2割の数（1 台未満は切上げ）とする。

ウ 1 計画につき、1 回の補助とする。

(2) 見守り通信環境整備

ア 1 事業所につき、次の(ア)に該当する場合には補助対象経費に4分の3を乗じた額（千円未満切捨て）、(イ)に該当する場合には補助対象経費に2分の1を乗じた額（千円未満切捨て）とする。

ただし、150万円を補助上限とする。

(ア) 次の要件 a 及び b をともに満たす介護事業所

- a 少なくとも見守りセンサー、インカム・スマートフォン等のICT機器、介護記録ソフトの3点を活用し、従前の介護職員等の人員体制の効率化を行うことを予定していること。
- b 利用者のケアの質の維持・向上や職員の休憩時間の確保等の負担軽減に資する取組を行うことを予定していること。

(イ) (ア)以外の介護事業所

イ 1事業所につき、1回の補助とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1-1号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(補助事業の事前着手)

第5条 補助金の交付決定前に着手した事業は、補助金の対象としない。ただし、沖縄県知事が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項ただし書きに該当する場合は、交付決定前着手承認申請書（様式第1-2号）を沖縄県知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の交付条件)

第6条 この補助金の交付の決定は、次に掲げる事項を条件として付する。

- (1) 介護従事者負担軽減のための介護ロボット導入計画を作成すること。なお、特に活用定着に向けたサポートが必要なロボットを導入する補助事業者については、導入計画の作成や取組の実施にあたって、原則、厚生労働省委託事業「介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム事業」の相談窓口等に相談すること。
- (2) 介護ロボット普及のため、沖縄県や他事業者に対して、導入した介護ロボットに関する情報（導入効果等）の提供に協力すること。
- (3) 「科学的介護情報システム（Long-term care Information system For Evidence ; LIFE（ライフ）。以下「LIFE」という。）による情報収集に協力すること。
- (4) 他の補助金を受けて導入する機器については、本事業における補助の対象とはならない。
- (5) 補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ補助金の変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出し承認を受けなければならない。
- (6) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出し承認を受けなければならない。
- (7) 補助金等が予定の期間内に完了しない場合又は補助金等の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (8) 補助事業に係る関係書類の保存については、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (9) この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産は、知事の承

認を受けないで、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではない。

- (10) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効果的な運用を図ること。
- (11) 財産のうち、一件あたりの取得価格が30万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではない。
- (12) 補助事業者が購入により導入した財産を3年を経ず処分した場合、又はレンタル、リースにより導入した財産で、その契約を3年を経ずして解除した場合は、既に交付を行った補助金の全部または一部を返還させることができる。ただし、レンタル、リースにより導入した財産を購入するためにレンタル、リースに係る契約を解除した場合は、この限りではない。
- (13) 前各号の条件いずれかに違反した場合又は第9条の規定による報告を行わない場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消し、既に補助金が交付されているときは、これを返還すること。

（補助金の交付決定）

第7条 補助金の交付申請があったときは、当該申請書を審査し、適当と認めるときは補助金の交付決定を行い、補助事業者に対し通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

第8条 補助事業者は、前条の交付決定の通知に係る内容又はこれに付された条件に不服があり補助金の取下げをする場合は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して20日以内に、交付申請取下げ書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了した日（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）から起算して30日を経過した日又は交付の決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 知事は、前条の報告を受けたときは、実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業等の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 補助事業者が額の確定通知を受けたときは、補助金交付請求書（様式第6号）を知事に提出するものとする。また、知事は、当該請求書の提出を受けた場合には、その内容を審査し、適正と認めるときは、速やかに補助金の交付を行うものとする。

(導入効果の報告)

第12条 本事業において介護ロボットの導入及び見守り機器の導入に伴う通信環境整備を行った事業者は、次のとおり導入効果の報告を行うものとする。

- (1) 導入年度の内容を導入翌年度に、厚生労働省老健局高齢者支援課介護業務効率化・生産性向上推進室に導入製品の内容や導入効果等を報告するものとする。具体的な報告内容や報告方法、報告期限等の詳細については、毎年度、別途、通知する。なお、当該報告の内容については、国において公表されることがあるため、予め了承されたい。
- (2) 本事業で導入した介護ロボットを使用することによって得られた業務効率化や職場改善等の効果に関するデータを介護ロボット導入効果報告書（様式第7号）に取りまとめ、導入年度の翌年度から3年間、毎年4月30日までに知事に報告するものとする。

(暴力団の排除)

第13条 次に掲げる者は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

- (1) 自己又は自社の役員等（役員等とは、法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同様に責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。）が、次のいずれかに該当するもの。
 - ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）関係者
 - イ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - ウ 暴力団又は暴力団員に対して、資金を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
 - エ 暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者
 - オ 暴力団員と密接に交際し、社会的に非難されるべき関係を有している者
- (2) 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年6月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月7日から施行し、令和2年度介護ロボット導入支援事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年8月4日から施行し、令和3年度介護ロボット導入支援事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年9月6日から施行し、令和4年度介護ロボット導入支援事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年9月5日から施行し、令和5年度介護ロボット導入支援事業補助金から適用する。

別表 1 (第 3 条第 1 項関係)

サービス名称	サービス区分
<p>居宅サービス事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問介護 ・ 訪問入浴介護 ・ 訪問看護 ・ 訪問リハビリテーション ・ 通所介護 ・ 通所リハビリテーション ・ 短期入所生活介護 ・ 短期入所療養介護 ・ 特定施設入居者生活介護
<p>地域密着型サービス事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期巡回・臨時対応型訪問介護看護 ・ 夜間対応型訪問介護 ・ 地域密着型通所介護 ・ 認知症対応型通所介護 ・ 小規模多機能型居宅介護 ・ 認知症対応型共同生活介護 ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護 ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・ 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)
<p>施設サービス</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護老人福祉施設 ・ 介護老人保健施設 ・ 介護療養型医療施設 ・ 介護医療院

別表 2 (第 3 条第 2 項関係)

補助対象介護ロボット	
1 移乗介護ロボット	<ul style="list-style-type: none"> ・ロボット技術を用いて介助者のパワーアシストを行う装着型の機器 ・ロボット技術を用いて介助者による抱え上げ動作のパワーアシストを行う非装着型の機器
2 移動支援ロボット	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等の外出をサポートし、荷物等を安全に運搬できるロボット技術を用いた歩行支援機器 ・高齢者等の屋内移動や立ち座りをサポートし、特にトイレへの往復やトイレ内での姿勢保持を支援するロボット技術を用いた歩行支援機器 ・高齢者等の外出等をサポートし、転倒予防や歩行等を補助するロボット技術を用いた装着型の移動支援機器
3 排泄支援ロボット	<ul style="list-style-type: none"> ・排泄物の処理にロボット技術を用いた設置位置の調整可能なトイレ ・ロボット技術を用いて排泄を予測し、的確なタイミングでトイレへ誘導する機器 ・ロボット技術を用いてトイレ内での下衣の着脱等の排泄の一連の動作を支援する機器
4 見守り・コミュニケーションロボット	<ul style="list-style-type: none"> ・介護施設において使用する、センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器のプラットフォーム ・在宅介護において使用する、転倒検知センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器のプラットフォーム ・高齢者とのコミュニケーションにロボット技術を用いた生活支援機器
5 入浴支援ロボット	<ul style="list-style-type: none"> ・ロボット技術を用いて浴槽に出入りする際の一連の動作を支援する機器
6 介護業務支援ロボット	<ul style="list-style-type: none"> ・ロボット技術を用いて、見守り、移動支援、排泄支援をはじめとする介護業務に伴う情報を収集・蓄積し、それを基に、高齢者等の必要な支援に活用することを可能とする機器

※原則として「センサー系」「知能・制御系」「駆動系」の 3 つの要素技術を有すること。